

アマノ株式会社 規制化学物質リスト

- 原材料及び部品編 -

制定 2011年6月22日

施行 2024年11月08日

Rev. 22

目次

1. はじめに	1
2. 用語の定義・説明	1
3. 管理ランク選定基準とした主な環境法令	3
4. 規制化学物質リスト	5
4.1 使用禁止物質	5
4.2 管理物質	12
4.3 RoHS 除外項目	15
5. 製造工程使用調査物質リスト(異性体を含む)	40
6. 規制化学物質リストの改定について	42

1. はじめに

本規制化学物質リストは、サプライチェーンでの情報伝達をより円滑に行うため、電気電子業界の国際規格である IEC62474 に準拠した情報伝達スキーム chemSHERPA で対象とする法規制及び業界基準のうち、IEC62474、及び EU REACH 規則の SVHC を採用しました。

お取引先様には、当規制化学物質リストの主旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

2. 用語の定義・説明

化学物質

化学物質とは、化学元素および化学元素の化合物です。(例：鉛(化学元素)、酸化鉛(化合物)、ポリ塩化ビニル(化合物))

米国化学会の化学情報検索システムの登録番号(RN)(CAS 番号)、又は European Chemical(EC 番号)がすべての化学元素とそれらの殆どの化合物に付けられています。

CAS No.(CAS 番号)

化学物質を特定するために CAS(Chemical Abstract Service)の化学物質登録システムで登録されている番号です。CAS No.は、一つの化合物に対して一つの番号のみが対応しているため、化学物質を正確に特定できます。

IEC62474

調査対象物質や調査フォーマット等の共通化による効率的な情報伝達の仕組みの構築およびその普及を目的として、2012 年 3 月に国際電気標準会議(IEC)により発効された国際規格(電気電子業界の物質リスト)です。

chemSHERPA

国際規格である IEC62474 の発行を受けて、経済産業省が取り纏めた製品含有化学物質情報伝達スキームです。

管理ランク

規制化学物質リストの化学物質を、使用禁止物質、管理物質の 2 つに分けて扱い、これらを総称して管理ランクとします。

使用禁止物質

物質とその用途について「即時」、もしくは「期日以降」に禁止するものです。

管理物質

使用実態を把握し、法規制や環境動向を見ながら必要に応じ回避、削減を検討していく物質です。尚、使用禁止物質の適用範囲に該当する場合は、使用禁止を適用します。

材料

材料は 1 つ以上の化学物質から成っています。例えば、合金は材料であるが、合金自体は多数の異なる化学物質からできています。

含有

部品、材料、製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることをいいます。

自然に含まれる化学物質(不純物)や、一般の工業的な精製段階において残ってしまうもの(不純物、残留溶剤、未反応モノマーなどの残留物)が含まれている場合も「含有している」とします。

報告用途

報告が要求されることになる，用途の具体的な目的のこと。

注：この用途は法律または業界標準で示された範囲の中で定義されます。例としては，電池，織物，木材などです。

閾値

原材料及び部品に含まれる化学物質の含有量，もしくは含有濃度の最大許容値。複数の材料が含まれる複合素材部品の場合は，含有濃度は部品全体を分母とした値ではなく，対象物質を含有している均質材料における濃度です。閾値の数値は重量%(百万分率又は ppm)で表されます。1,000ppm = 0.1%として換算されます。

均質材料

均質材料とは，異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。

備考 1. 均質という用語は，「全体的に一様な組成であること」を意味します。

均質材料の例は，個々のタイプのプラスチック，セラミック，ガラス，金属，めっき，紙，未実装基板，樹脂，コーティングなどです。

備考 2. 「機械的解体」とは，その材料が，原則として，ねじの取り外し，切断，破壊，粉碎，研削及び研磨プロセスなどの機械的作業により物質を分離できることを意味します。

意図的添加

特定の特性，外観，または品質をもたらすために最終製品または部品に継続的に含有されることが望ましい場合に，製品または部品の形成時に故意に使用することを意味します。金属メッキは意図的添加の一例です。

また，意図的添加でないものの例としては，天然資源に含まれる不純物，工程反応残渣，コンタミネーション，リサイクル材の使用などがあります。

3. 管理ランク選定基準とした主な環境法令

表 1 主な環境法令

管理 ランク	適用法令	概要
使用 禁止 物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)	<p>[第一種特定化学物質]</p> <p>主として分解性、蓄積性、長期毒性といった化学物質の性状面に着目した審査・規制の体系が構築されている。難分解性、高蓄積性及び長期毒性を有すると判断された物質について、化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に指定され、製造・輸入を事実上禁止している。</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令に、第2条第2項に規定される第一種特定化学物質が記載されている。</p>
	労働安全衛生法	<p>化学物質等では、人体に有害な物質も多く、その製造・取扱いの段階で作業者が被曝することにより悪性腫瘍が発生、急性中等等をおこすことも少なくない。そのため、化学物質等の有害度に応じ製造禁止等の規制がなされている。</p> <p>労働安全衛生法施行令(政令第三百十八号)第十六条 法第五十五条の政令で製造禁止物質を定めている。</p>
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)	<p>モントリオール議定書で生産量等の規制の対象となっている物質を「特定物質」と定め議定書に定められたスケジュールに沿った特定物質の製造数量等の規制をしている。</p> <p>先進国スケジュールでは、以下物質が既に全廃となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に全廃 CFC, ハロン, 四塩化炭素, 1.1.1-トリクロロエタン, HBCFC, プロモクロロメタン, 臭化メチル ・2020年1月1日より全廃 HCFC
	電気・電子機器含有特定危険物質使用制限指令 (RoHS2指令)	<p>RoHS指令は「2011/65/EU」と呼ばれ、基本概念は、電気機器の新製品への鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの重金属と、臭化物難燃剤 ポリ臭化ビフェニル類(PBB)とポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE)の使用を原則として非含有とされている。</p> <p>通称RoHS2指令((EU)2015/863)が2015年6月に公布され、フタル酸エステル類の4種類の規制物質が追加されている。</p> <p>以下の10物質が規制物質。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛 ・水銀 ・カドミウム ・六価クロムの重金属 ・臭化物難燃剤 ポリ臭化ビフェニル類(PBB) ・臭化物難燃剤 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE) ・ベンジル=ブタン-1-イル=フタラート(BBP) 別名：フタル酸ブチルベンジル(BBP) ----2019年7月22日より適用 ・ジブチルフタラート(DBP) 別名：フタル酸ジブチル(DBP)----2019年7月22日より適用 ・フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP) ----2019年7月22日より適用 ・ジイソブチル=フタラート(DIBP) 別名：フタル酸ジイソブチル(DIBP) ----2019年7月22日より適用

管理リンク	適用法令	概要
使用禁止物質	POPs規則	<p>POPsとは、難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性(人の健康・生態系)を持つ物質を指します。POPsによる地球規模の汚染が懸念され、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)が2004年5月に発効しています。</p> <p>POPs規則(EC No. 850/2004)は、このストックホルム条約の下での欧州連合の誓約を履行する規則です。本規則のANNEX A(附属書A)に記載された物質は製造、上市および使用を禁止している。</p>
	REACH規則	<p>EUの規制で、2007年6月1日に発効した、化学物質の総合的な登録、評価、認可、制限の制度。EU市場に物質・調剤および成形品を上市する製造業者および輸入業者は、一定の条件下において、物質の評価・登録、成形品の物質の登録・届出、および成形品中の含有物質に関する情報提供の義務などが課せられる。成形品中の含有情報の提供が求められる物質は、認可対象候補物質と呼ばれ(通称SVHC)、段階的に公表される。</p> <p>更に、非常に高い懸念がある物質は、許可の対象 [Annex XIV(付属書14)] ,あるいは制限の対象 [Annex XVII(付属書17)] となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可対象候補物質(通称SVHC) 発がん性や変異原性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性などがある物質から、欧州委員会や加盟国が特定した物質。 ・Annex XIV(付属書14) 認可対象物質と呼ばれ、認可対象候補物質(通称SVHC)の中から、有害性の懸念が極めて高い物質として特定された物質。許可を受けた場合や、例外として認められた場合は、使用が認められる。 ・Annex XVII(付属書17) 制限物質と呼ばれ、その製造、輸入、あるいは使用が制限される物質。
	米国/ 有害物質規制法 (TSCA)	<p>人の健康や環境に対して有害な化学物質の規制を目的としており、1977年1月1日に発行し、2016年に改正。</p> <p>[第6条]では、製造・使用の禁止 / 数量制限、用途規制等の規制措置を規定している。</p>
管理物質	REACH規則	<p>認可対象候補物質(通称SVHC) 発がん性や変異原性、生殖毒性、難分解性、生物蓄積性、毒性などがある物質から、欧州委員会や加盟国が特定した物質。</p> <p>但し、使用禁止物質の適用範囲に該当する場合は、除きます。</p>
	米国/カリフォルニア州プロポジション65判例法	<p>米国/カリフォルニア州にて、人体へ有害な化学物質が暴露することを防止するため、以下を目的として1986年11月に施行された法律です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水となる水源へ有害な化学物質が混入することを防ぐ環境保護 ・有害な化学物質が人へ暴露することを防止する

4. 規制化学物質リスト

4.1 使用禁止物質

IEC62474 規格の中で、化審法や RoHS2 指令などの国内/海外の法令により製造・輸入を禁止、規制している物質を使用禁止物質としています。

尚、RoHS 指令対象物質の除外項目については、表 4 RoHS 除外項目一覧を参照下さい。

*1 の物質/物質群については、代表的な CAS No.を掲載しています。詳細は、IEC62474 規格を参照下さい。

*2 の物質は、今後の米国/ 有害物質規制法(TSCA)の動向によって、時期、用途など変更の可能性あります。

表 2 使用禁止物質

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSL の ID
アスベスト類 *1	1332-21-4 77536-66-4	即時	全製品	意図的添加	REACH Annex XVII 労働安全衛生法 米国/有害物質規制法 (TSCA)	00003
一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 *1	101-14-4 101-77-9	即時	織物/皮革製品	生成アミンが仕上がり織物/皮革製品の 0.003 重量% (30ppm)	REACH Annex XVII	00004
カドミウム/ カドミウム化合物 *1	7440-43-9 1306-19-0 1306-23-6 10108-64-2 7790-79-6	即時	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量% (100ppm)	RoHS 指令 REACH Annex XVII	00010
	10124-36-4 31119-53-6	即時	電池	電池中のカドミウムの 0.001 重量% (10ppm)	電池指令 2006/66/EC 工業製品の品質管理および安全管理の韓国法令	00011
	10325-94-7 21041-95-2 513-78-0	即時	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中のカドミウムの 0.01 重量% (100ppm)	カリフォルニア RoHS	00166
六価クロム化合物 *1	24613-89-6 7758-97-6 7789-06-2 12656-85-8 1344-37-2	即時	全製品	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令	00012
		即時	4 インチ以上のスクリーンを含むビデオディスプレイ	均質材料中の六価クロムの 0.1 重量% (1000ppm)	カリフォルニア RoHS	00167
ジブチルスズ化合物 (DBT) *1	818-08-6 1067-33-0	即時	全製品	部品中のスズの 0.1 重量% (1000ppm)	REACH Annex XVII	00014
ジオクチルスズ化合物(DOT) *1	870-08-6 3648-18-8	即時	(a)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品 (b)育児製品 (c)2 液性室温硬化モールドディングキット (RTV-2 シーラントモールドディングキット)	部品中のスズの 0.1 重量% (1000ppm)	REACH Annex XVII	00015
フッ素系温室効果ガス (PFC,SF6,HFC) *1	75-73-0 76-16-4	即時	全製品	意図的添加	EU No.842/2006 EU No.517/2014	00018

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSL の ID
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) *1	25637-99-4 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 3194-55-6	即時	全製品	意図的添加または 0.01 重量% (100ppm)	POPs 規則	00020
鉛/鉛化合物 *1	7439-92-1	即時	電池を除く全製品	意図的添加または 均質材料の鉛の 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令	00021
	7446-14-2	即時	主として 12 歳以下の 子供向けの消費者製 品	製品中の鉛の 0.01 重量% (100ppm)	米国家庭用品安全性向 上法	00022
	598-63-0					
	1319-46-6	即時	子供向けの玩具及び 製品の塗料又は表面 塗装	表面塗装中の鉛の 0.009 重量% (90ppm)	米国家庭用品安全性向 上法	00023
	6080-56-4					
	12069-00-0	即時	熱硬化性/熱可塑性 樹脂で被覆された電 線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の 0.03 重量% (300ppm)	米国/カリフォルニア州 プロポジション 65 判例法	00024
	1309-60-0					
	1314-41-6	即時	電池	電池中の鉛の 0.004 重量% (40ppm)	電池指令 2006/66/EC	00025
1314-87-0						
7446-27-7	即時	4 インチ以上のスクリー ンを含むビデオディスプ レイ	均質材料中の鉛の 0. 1 重量% (1000ppm)	カリフォルニア RoHS	00168	
12060-00-3						
15739-80-7	即時	電池を除く全製品	意図的添加または 均質材料の水銀の 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令 REACH Annex XVII	00029	
12202-17-4						
1072-35-1	即時	電池	電池中の水銀の 0.0001 重量% (1ppm)	電池指令 2006/66/EC	00030	
7758-97-6						
12656-85-8	即時	電池	均質材料中の水銀の 0.0005 重量% (5ppm)	カナダ環境保護法 (SOR /2014-254)	00132	
1344-48-5						
1344-37-2	即時	4 インチ以上のスクリー ンを含むビデオディスプ レイ	均質材料中の水銀の 0.1 重量% (1000ppm)	カリフォルニア RoHS	00169	
オゾン層破壊物質 (CFC,Halon, HBFC,HCFC その他) *1	75-69-4 75-71-8 75-72-9 354-56-3	即時	全製品	意図的添加	オゾン層保護法	00032

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSL の ID
パーフルオロオクタンスルホン 酸塩(PFOS)	306975-62-2 2991-51-7	即時	織物またはその他のコ ートされた材料	意図的添加または コートされた材料の 1µg/m2	POPs 規則 カナダ環境保護法 (SOR/2008-178) 化審法	00124
		即時	織物とその他のコートさ れた材料を除く全製品	意図的添加または部品 中の 0.1 重量% (1000ppm) (PFOS の合計として)	POPs 規則 カナダ環境保護法 (SOR/2008-178) 化審法	00125
フタル酸エステル類 グループ 1 (BBP,DBP,DEHP)	85-68-7 84-74-2 117-81-7	即時	玩具, または育児製 品	フタル酸エステルの合計 として可塑化した材料 の 0.1 重量% (1000ppm)	REACH Annex XVII	00036
フタル酸エステル類 グループ 2 (DIDP,DINP,DNOP)	26761-40-0 68515-49-1 28553-12-0 68515-48-0 117-84-0	即時	子供の口に入る玩 具, または育児製品	フタル酸エステルの合計 として可塑化した材料 の 0.1 重量% (1000ppm)	REACH Annex XVII	00037
ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類) *1	59536-65-1 92-86-4 2052-07-5 2113-57-7 92-66-0	即時	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令	00044
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類) *1	101-55-3 2050-47-7 49690-94-0 40088-47-9 36483-60-0 68928-80-3	即時	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm) または 意図的添加	RoHS 指令	00045
		即時	全製品	意図的添加	米国/有害物質規制法 (TSCA) 化審法	00064
ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)及び特定代替品	1336-36-3 76253-60-6 81161-70-8 99688-47-8	即時	全製品	意図的添加	化審法 POPs 規則 米国/有害物質規制法 (TSCA)	00046
ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	61788-33-8 70776-03-3	即時	全製品	材料の 0.005 重量% (50ppm)	REACH Annex XVII	00047
ポリ塩化ナフタレン類(PCN 類) *1	90-13-1 91-58-7 1825-30-5 1825-31-6 2050-69-3 2050-73-9	即時	全製品	意図的添加	化審法 POPs 規則	00048

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSLのID
短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10～13) *1	85535-84-8 108171-26-2 71011-12-6 61788-76-9	即時	全製品	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm)	POPs 規則	00052
三置換有機スズ化合物 *1	1803-12-9 379-52-2 900-95-8 639-58-7 76-87-9	即時	全製品	意図的添加または スズ元素としての、部 品中の 0.1 重量% (1000ppm)	REACH Annex XVII	00055
ニッケル/ニッケル化合物 *1	7440-02-0 1313-99-1 7718-54-9 7791-20-0 10101-97-0	即時	長期間皮膚に接触する 可能性のある製品	意図的添加	REACH Annex XVII	00031
ペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)と個々の塩及び PFOAのエステル	335-67-4 3825-26-4 335-95-5 2395-00-8 335-93-3 335-66-0 376-27-2 3108-24-5	即時	繊維物および、フィルムま たは紙または印刷用原 版用の写真コーティング およびその他のコータさ れた消費者製品	1µg/m ² (PFOAの合計として)	ナラウェー製品規則	00103
		即時	繊維物および、フィルムま たは紙または印刷用原 版用の写真コーティング およびその他のコータさ れた消費者製品を除く 全製品	部品中0.1% (PFOAの合計として)	ナラウェー製品規則	00104
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	117-81-7	即時 2018/7/22 頃予定	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令	00038
多環式芳香族炭化水素 (PAH) ベンゾ[e]ピレン ベンゾ[j]フルオランテン ベンゾ[b]フルオランテン ベンゾ[k]フルオランテン クリセン ベンゾ[a]ピレン ジベンゾ[a,h]アントラセン ベンゾ[a]アントラセン	192-97-2 205-82-3 205-99-2 207-08-9 218-01-9 50-32-8 53-70-3 56-55-3	即時	玩具と育児製品を除 き、直接かつ長期間ま たは反復して皮膚また は口腔接触するゴムま たはプラスチック部分	プラスチックまたは ゴム部品の 0.0001 重量% (1ppm)	REACH Annex XVII	00109
						00113
						00112
						00114
						00111
		即時	直接かつ長期間または 反復して皮膚または口 腔接触する玩具と育児 製品のゴムまたはプラ スチック部分	プラスチックまたは ゴム部品の 0.00005 重量% (0.5ppm)	REACH Annex XVII	00108
						00115
						00110
						00117
						00121
00120						
00122						
00119						
00116						
00123						
00118						
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリア ゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert- ブチルフェノール	3846-71-7	即時	全製品	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm)	化審法	00035
ビス[トリブチルスタンニル]オ キシド (TBTO)	56-35-9	即時	全製品	意図的添加 または 0.1 重量% (1000ppm)	化審法	00054

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSLのID
ジメチル=フマラート	624-49-7	即時	全製品	部品中の 0.00001 重量% (0.1ppm)	REACH Annex XVII	00016
ジイソブチル=フタラート (DIBP)	84-69-5	即時 2018年7月22日頃 予定	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令	00041
ジブチル=フタラート(DBP)	84-74-2	即時 2018年7月22日頃 予定	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令	00039
ベンジル=ブタン-1-イル=フ タラート(BBP)	85-68-7	即時 2018年7月22日頃 予定	全製品	均質材料の 0.1 重量% (1000ppm)	RoHS 指令	00040
ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 335-93-3	即時 2020年1月4日 以降禁止(満了日 2020年7月3日の 半年前に設定)	全製品	意図的添加または PFOA とその塩の合計 で成形品や混合物中の 0.0000025 重量%	POPs 規則 化審法	00160
PFOA 関連物質	335-67-1 3825-26-1 335-95-5 2395-00-8 335-93-3 335-66-0 376-27-2 3108-24-5 678-39-7	即時 2020年1月4日以 降禁止 (満了日 2020年7月3日の 半年前に設定)	全製品	意図的添加または PFOA 関連物質または それらの組み合わせで 成形品や混合物中の 0.0001 重量%	POPs 規則	00161
ハロゲン系難燃剤 *1	101-55-3 103426-92-2 103426-93-3 103426-94-4 103426-95-5 103426-96-6 103426-97-7 108171-26-2	即時	100cm ² 超のスク リーンを有するテレビ、モ ニター及びデジタルサイ ネージディスプレイを含 む電子ディスプレイの筐 体及びスタンド	均質材料中のハロゲン 含有が 0.1 重量% 意図的添加	(EU)2019/2021	00171
赤リン	7723-14-0	即時	電気/電子部品の電気 絶縁部に使用する樹 脂材料の難燃剤 (赤リンに、耐水性コー ティングが施されている 場合、又は、安全性 が確認されている場合 を除く)	意図的添加	-	-

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSLのID
リン酸イソプロピルフェニル (PIP (3.1)) *2	68937-41-7	2024年5月1日 以降禁止 (満了日2024年10 月31日の半年前に設 定) 即時	全製品 (以下は除外 接着剤およびシーラ ント用途(2024年7 月7日以降禁止) 潤滑剤およびグリー ス用途 PIP(3.1)を含む製 品・物品からの再生プ ラスチック)	意図的添加	米国/ 有害物質規制法 (TSCA)	00174
C9-C14 PFCAs 及びその 塩	2058-94-8 21049-39-8 307-55-1 3108-42-7 335-76-2 375-95-1 376-06-7 3830-45-3 4149-60-4 72629-94-8	即時	全製品 (以下は除外) 6 原子以下のペルフル オロ炭素鎖を持つフル オロケミカルの製造に 対して、輸送される単 離中間体として使用さ れる予定の物質中に存 在する場合での C9-C14 PFCAs、そ れらの塩及び C9-C14 PFCA 関連物質 (i) 健康と安全へのリス クがある危険性液体か ら作業者を保護するた めの撥油性および撥水 性の織物 (ii) 以下の生産のため のポリテトラフルオロエ チレン(PTFE)及びポリ ビニリデンフルオライド (PVDF)の製造： - 高性能、耐食性ガ スフィルター膜、浄水フ ィルター膜及び医療用 繊維用の膜； - 産業用廃熱交換機器 - 揮発性有機化合物 及び PM 2.5 微粒 子の漏れ防止が可能 な産業用封止剤 (2023年1月4日以 降禁止)	C9-C14のPFCAs 及 びその塩の合計で成形 品や混合物中の 0.0000025 重量%	REACH Annex XVIII	00182
C9-C14 PFCA 関連物質 *1	16486-96-7 1765-48-6 18024-09-4 307-71-1 3658-63-7 3793-74-6 68015-87-2 115592-83-1 125328-29-2 129783-45-5 144031-01-6 15811-52-6 16083-87-7 17741-60-5 1895-26-7 2043-54-1		C9-C14のPFCA関連 物質の合計で成形品や 混合物中の 0.000026 重量%	00183		

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSLのID
C9-C14 PFCAs 及びその塩	2058-94-8	即時	除外の続き	C9-C14のPFCAs 及びその塩の合計で成形品や混合物中の0.0000025重量%	REACH Annex XVIII	00182
	21049-39-8		(i) 半導体製造におけるフォトリソグラフィーマたはエッチングプロセス			
	307-55-1		(ii) フィルムに適用された写真コーティング			
	3108-42-7		(iii) 侵襲性および埋め込み型医療機器			
	335-76-2		(2025年1月5日以降禁止)			
	375-95-1		加圧された定量吸入器			
	376-06-7		(pressurised metered-dose inhalers)のための缶用塗装(2028年2月26日以降禁止)			
	3830-45-3		(a) 半導体自体 ;			
	4149-60-4		(b) 電子機器の半製品や完成品に組み込まれた半導体			
	72629-94-8		(2023年7月1日以降禁止)			
C9-C14 PFCA 関連物質 *1	16486-96-7	2023年12月31日より前に上市された完成した電子機器 (finished electronic equipment)のスペアパーツまたは交換部品の半導体(2030年7月1日以降禁止)	C9-C14のPFCA関連物質の合計で成形品や混合物中の0.000026重量%	REACH Annex XVIII	00183	
	1765-48-6	ベルフルオロアルコキシル基を含有するフルオロプラスチック及びフルオロエラストマー中におけるC9-C14PFCAs				
	18024-09-4	C9-C14 PFCAsの合計が1000ppb以下の濃度で、電離放射線によって、または熱分解によって生成されたポリテトラフルオロエチレン (PTFE) マイクロパウダー、およびPTFE マイクロパウダーを含む業務用の混合物および成形品				
	307-71-1					
	3658-63-7					
	3793-74-6					
	68015-87-2					
	115592-83-1					
	125328-29-2					
	129783-45-5					
	144031-01-6					
	15811-52-6					
	16083-87-7					
	17741-60-5					
1895-26-7						
2043-54-1						
376-04-5						

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSLのID
ホルムアルデヒド	50-00-0	即時	(a) 衣類または関連するアクセサリ、または (b) 衣服以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣服と同程度に人の皮膚に接触するもの、または (c) 履物	均質材料中の0.0075重量%(75ppm)	REACH Annex XVII	00019
ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル *1	2879-60-9 19745-69-8 87-86-5 131-52-2 2917-32-0	即時	全製品	PCP（その塩とエステルを含む）の意図的添加または成形品や混合物中の0.0005重量%	化審法 POPs規則	00201

4.2 管理物質

管理物質の中で、表2の使用禁止物質の適用範囲に該当する場合は、除きます。

例、鉛化合物、水銀化合物、アゾ染料・顔料、六価クロム化合物、ジブチルスズ化合物 (DBT)、ベンジル=ブタン-1-イル=フタレート(BBP)など

*1の物質/物質群については、代表的なCAS No.を掲載しています。

詳細は、IEC62474規格を参照下さい。

REACH規則の認可対象候補物質(通称SVHC)の半年ごとの追加に際しては、以下[表3]への追加は行いませんが、chemSHERPA管理対象物質参照リストに掲載された時点で、管理物質とします。

表3 管理物質

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSLのID
REACH規則の認可対象候補物質(通称SVHC) 但し、表2の使用禁止物質の適用範囲に該当するものは、除く	chemSHERPA 管理対象物質参照リスト シート名 [LR06_SVHC] 参照	-	全製品	0.1重量% (1000ppm)	REACH規則	
臭素系難燃剤(PBB類, PBDE類およびHBCDDを除く) *1	69882-11-7 58965-66-5 37853-59-1 79-94-7 30496-13-0 40039-93-8	-	積層プリント配線基板	基板中の臭素の含有合計で 0.09重量% (900ppm)	IPC-4101(米国IPC(米国電子回路工業協会)), IEC61249-2-21	00008
			積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の臭素として 0.1重量% (1000ppm)	米国業界標準 JS709	00009
過塩素酸塩 *1	7791-03-9 7790-98-9 13465-95-7 13637-76-8 10034-81-8	-	全製品	電池または構成部品の 6E-7重量% (0.006ppm)	米国カリフォルニア州過塩素酸塩汚染防止法2003	00033
放射性物質 *1	7440-61-1 10043-92-2 14596-10-2 7440-29-1 10045-97-3 10098-97-2	-	全製品	意図的添加	EU-D 96/29/Euratom	00049
塩素系難燃剤(CFR) *1	38051-10-4 13674-84-5 66108-37-0	-	積層プリント配線基板を除くプラスチック材料	プラスチック材料中の塩素の0.1重量% (1000ppm)	米国業界標準 JS709	00062
			積層プリント配線基板	基板中塩素の含有合計で0.09重量% (900ppm)	IPC-4101(米国IPC(米国電子回路工業協会)), IEC61249-2-21	00063
フタル酸ジイソデシル(DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	-	全製品	意図的添加	米国/カリフォルニア州プロポジション 65判例法	00090

物質/物質群	CAS No.	時期	報告用途	閾値	主な環境法令	IEC62474 DSLのID
フタル酸ジイソニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	-	全製品	意図的添加	米国/カリフォルニア州 プロポジション 65 判例 法	00107
酸化ベリリウム	1304-56-9	-	全製品	0.1 重量% (1000ppm)	DIGITAL EUROPE 2/CECED/AeA3/E ERA ガイダンス	00005
4,4'-イソプロピリデン ジフェノール (ビスフェノールA)	80-05-7	-	全製品	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm)	米国/カリフォルニア州 プロポジション 65 判例 法 REACH 規則	00141
ホルムアルデヒド	50-00-0	-	織物	織物製品の 0.0075 重量% (75ppm)	オーストリア-BGB- 1990/194 ホルムアル デヒド規制§2,12/2 /1990 ; リトアニア衛 生基準 HN96-2000 (衛生基準および規 制)	00019
フタル酸ジ-n-ヘキシ ル(DnHP)	84-75-3	-	全製品	意図的添加または 0.1 重量% (1000ppm)	米国/カリフォルニア州 プロポジション 65 判例 法 REACH 規則	00091
コバルト/ コバルト化合物	-	-	コンピュータサーバー及 びオンラインデータストレ ージ製品に使用される 電池	意図的添加	2009/125/EC (EU) 2021/341 (EU) 2019/424	00175
ネオジム/ ネオジム化合物	-	-	コンピュータサーバー及 びオンラインデータストレ ージ製品に使用される HDD	意図的添加	2009/125/EC (EU) 2021/341 (EU) 2019/424	00176
パー及びポリフルオロ アルキル化合物 (PFAS)*1	335-67-1 93062-53-4 93776-00-2 93776-12-6 93776-13-7 93776-15-9 93857-44-4	-	全製品	意図的添加	米国/メイン州 Maine Public Law, Chapter 447 (LD 1503, 2021) PFAS regulation	00193
ジイソオクチル=フタ ラート	27554-26-3	-	全製品	0.1 重量% (1000ppm)	フランス循環経済法	00203
ビタミン D3	67-97-0	-	全製品	0.1 重量% (1000ppm)	フランス循環経済法	00204

4.3 RoHS 除外項目

RoHS 指令満了日に、'延長審議中'の記載があるものは、EU での審議が継続していますので、今後新しい満了日が設定されるか、または除外用途が限定される可能性があります。延長申請が却下されても 1 年間の猶予期間があります。

勧告案では、除外内容により 5 年延長(2021 年 7 月 21 日)、7 年延長(2023 年 7 月 21 日)の予定です。

アマノ期日は、満了日の半年前に設定しています。アマノ期日が'即時'のものは、RoHS 指令満了日を過ぎていたため、除外とはならない項目です。

表 4 RoHS 除外項目一覧

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
カドミウム及び その化合物	8(a)	均質材料単位あたり 100ppm を超える、ワンショットベレットタイプのサーマルカットオフ中のカドミウム	カテゴリ 1~7, 10 2012 年 1 月 1 日	即時 (2011 年 7 月 2 日)
	8(b)	電気接点中のカドミウム	カテゴリ 1~7, 10 2020 年 2 月 29 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2019 年 8 月 30 日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021 年 7 月 21 日) 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	— 2021 年 4 月 22 日
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 延長審議中 (2023 年 7 月 21 日) 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	— 2023 年 4 月 22 日
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024 年 7 月 21 日) 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	— 2024 年 4 月 22 日
8(b)-I	以下で使用される電気接点のカドミウムとその化合物： -サーキットブレーカー -熱検知制御 -サーマルモータープロテクター(密閉型サーマルモータープロテクターを除く) -AC スイッチの定格： —250 V AC 以上で 6 A 以上、または —125 V AC 以上で 12 A 以上、 -DC 18 V 以上で定格 20 A 以上の DC スイッチ、 および -電圧供給周波数 200 Hz で使用するスイッチ	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2021 年 7 月 21 日)	- 2021 年 4 月 22 日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
カドミウム及び その化合物	13(b)	フィルターガラスおよび反射基準(reflectance standards)に使用されるガラス中のカドミウム	カテゴリ 1~7, 10 2018年7月5日	即時 2018年1月6日
			カテゴリ 8(サブカテゴリ: 体外診断用医療機器) 延長審議中 (2023年7月21日満了)	- 2023年1月22日
			カテゴリ 9(サブカテゴリ: 産業用監視及び制御機器)とカテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
			上記以外のカテゴリ 8と9のサブカテゴリ 延長審議中 (2021年7月21日)	- (2021年1月22日)
	13(b)-II	RoHS 指令(2011/65/EU)附属書 の 39 項に該当する用途を除く, ストライキング光学フィルターガラス中のカドミウム	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
	13(b)-III	反射率標準に使用される釉薬中のカドミウム	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
	21	ホウケイ酸ガラスやソーダ石灰ガラス等へのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	カテゴリ 1~7, 10 2020年2月29日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2019年8月30日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除く(カテゴリ 8, 9) 2021年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8 (体外診断用医療機器) 2023年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器), カテゴリ 11 2024年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2024年1月22日)
21(a)	ディスプレイおよび EEE のコントロールパネル中に設置される照明用途のコンポーネントとして使用される, フィルタ機能を提供する色プリントガラスに使用される際のカドミウム	除外 No.21(b)あるいは No.39 に該当しないカテゴリ 1~7, 10 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)	
21(b)	ホウケイ酸ガラスおよびソーダ石灰ガラスのようなガラス上へのエナメル用途のための印刷用インキに含まれるカドミウム	除外 No.21(a)あるいは No.39 に該当しないカテゴリ 1~7, 10 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマ/期日 (下記以降禁止)
カドミウム及び その化合物	30	均質材料単位あたり 100ppm を超える、音圧レベル 100dB(A)以上の高耐久スピーカーの変換器のボイスコイルに直付けされる導電体の電氣的/機械的なはんだ接合部分の合金中のカドミウム	カテゴリ 1～7, 10 2016年7月21日	即時 (2016年1月22日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	38	均質材料単位あたり 100ppm を超える、酸化ベリリウムと結合したアルミニウム上に使用される厚膜ペースト中のカドミウムおよび酸化カドミウム中のカドミウム	カテゴリ 1～7, 10 2016年7月21日	即時 (2016年1月22日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	39	均質材料単位あたり 100ppm を超える、固体照明または表示システムで使用するための色変換 II-VI LED 中のカドミウム(光放出エリヤミ平方あたり< 10 µg Cd)	カテゴリ 1～11 2018年11月20日 2014年7月1日	即時 (2018年5月21日) 2014年1月2日
	39(a)	ディスプレイ照明装置に使用される半導体ナノクリスタル量子ドットベースのダウンシフトカドミウム中のセレン化カドミウム(ディスプレイスクリーン面積の mm ² 当たり<0.2µg Cd)	カテゴリ 1～11 延長審議中 (2019年10月31日)	- (2019年5月1日)
	40	均質材料単位あたり 100ppm を超える、プロ用音響機器に使用されるアナログ光カプラーのフォトレジスター中のカドミウム	カテゴリ 1～7, 10 2013年12月31日	即時 (2013年7月1日)

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
カドミウム及び その化合物	46	<p>電気・電子機器の窓およびドアに使用される、ポリ塩化ビニル廃棄物から製造された混合物（以下、「リサイクル硬質 PVC」という）を含むプラスチックプロファイル中のカドミウムおよび鉛で、リサイクル硬質 PVC 材料中の濃度が重量比 0.1%のカドミウムおよび重量比 1.5%の鉛を超えないもの。</p> <p>2026 年 5 月 28 日以降、電気・電子機器用窓およびドアから回収された硬質 PVC は、規則 (EC) No 1907/2006 の付属書 XVII の項目 63、18(a)から(d)に指定されたカテゴリの新しい成形品の製造にのみ使用されるものとする。</p> <p>PVC 材料の重量に対して鉛の濃度が 0.1%以上のリサイクル硬質 PVC を含む PVC 製品の供給者は、それらの製品を市場に出す前に、それらが「鉛含有量 0.1%」という言葉で視認性が高く、読みやすく、消せないようにマークされていることを確認しなければならない。製品の性質上、製品にマーキングを提供できない場合、それは製品のパッケージングに表示しなければなりません。</p> <p>リサイクル硬質 PVC を含む PVC 成形品の供給者は、要求があれば、それらの成形品に含まれる PVC の回収起源に関する主張を立証する証拠書類を国家執行当局に提出しなければなりません。EN 15343 2007、または同等の公認規格に従って開発されたものなど、トレーサビリティとリサイクル含有量の証明を提供する制度によって発行された証明書は、EU 内で製造された PVC 成形品について、そのような主張を立証するために使用することができる。輸入された成形品に含まれる PVC の回収原産地に関する主張は、独立した第三者によって発行された、トレーサビリティとリサイクル含有量の同等の証明を提供する証明書を添付しなければなりません。</p>	<p>カテゴリ 11 2028 年 5 月 28 日</p>	<p>2027 年 11 月 29 日</p>

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
六価クロム 化合物	9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防食用として冷却ソリューションに含まれる 0.75wt%以下の六価クロム	カテゴリ 1～7, 10 2020年3月5日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2019年9月6日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除く(カテゴリ 8, 9 2021年7月21日)	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器), カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	9(a)-I	定常運転条件下で, 75W 未満の平均使用入力電力で, 常にまたは部分的に電気ヒータと共に稼働するよう設計された, 吸収型冷蔵庫(ミニバーを含む)のカーボン・スチール冷却システムの冷却溶液中の防食剤として使用される, 重量比 0.75wt%までの六価クロム	カテゴリ 1～7, 10 2021年3月5日	即時 (2020年9月6日)
	9(a)-II	下記の吸収型冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの冷却溶液中の防食剤として使用される, 重量比 0.75wt%までの六価クロム: - 定常運転条件下で, 平均 75W 以上の入力電力を使用し, 常にまたは部分的に電気ヒータと共に稼働するよう設計されたもの - 常に非電気ヒータと共に稼働するよう設計されたもの	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
9(a)-	空間および水加熱用のガス吸収ヒートポンプの炭素鋼密閉回路の作動流体中の防食剤として使用される, 重量比 0.7 wt%までの六価クロム。	カテゴリ 1 2026年12月31日	2026年7月1日	
45	アジ化鉛, スチフニン酸鉛, ジピクラミン酸鉛, オレンジ鉛(四酸化鉛), 民生用(業務用)爆発物の電気的および電子的イニシエーター中の二酸化鉛, および民生用(業務用)爆発物の電気的イニシエーターの長時間火工遅延薬に含まれるクロム酸バリウム	カテゴリ 11 2026年4月20日	2025年10月21日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	5(a)	CRT(ブラウン管, 冷極線管)のガラスに含まれる鉛 均質材料単位あたり 1000ppm を超える, 陰極線管中の鉛	カテゴリ 1~7, 10 2016年7月21日	即時 (2016年1月22日)
			体外診断装置および産業用監視 制御機器以外のカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断装置) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	5(b)	均質材料重量比 0.2%までの蛍光管のガラス中の鉛	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2016年1月22日
			体外診断装置および産業用監視 制御機器以外のカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断装置) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	6(a)	機械加工用鋼材および亜鉛メッキ鋼材に合金成分として含 まれる 0.35wt%以下の鉛	カテゴリ 1~7, 10 2019年6月30日	即時 (2019年1月1日)
			体外診断装置および産業用監視 制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			カテゴリ 8(体外診断装置) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
			カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	6(a)-I	機械加工用途の鋼材中の合金元素として含まれる 0.35wt%までの鉛と溶融亜鉛めっき鋼中に含まれる 0.2wt%までの鉛	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
	6(b)	アルミ材に合金成分として含まれる 0.4wt%以下の鉛	カテゴリ 1～7, 10 2019年6月30日	即時 (2019年1月1日)
			体外診断装置および産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
	6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4wt%までの鉛	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
	6(b)-II	機械加工用のアルミニウム中の合金元素として含まれる 0.4wt%までの鉛	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年5月18日)	- 2020年12月19日
	6(c)	鉛含有量が 4wt%以下の銅合金	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			体外診断装置および産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
カテゴリ 9(産業用監視制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日)			- 2024年1月22日	
		カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマ/期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	7(a)	高融点はんだに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が重量で85%以上の鉛ベースの合金)	カテゴリ 1~7, 10(No24 の適用用途を除く) 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
			カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
	7(b)	均質材料単位あたり 1000ppm を超える, サーバー, ストレージおよびストレージ・アレイ・システム, スイッチ切替, 信号発信, 転送ならびに電気通信ネットワーク管理のためのネットワーク・インフラ装置用のハンダ中の鉛	カテゴリ 1~7, 10 2016年7月21日	即時 (2016年1月22日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器), カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	7(c)-1	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品(例: 圧電素子), もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	カテゴリ 1~7, 10 (No34 の適用用途を除く) 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日)			- 2024年1月22日	
カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)			- 2024年1月22日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	7(c)-II	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上の コンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日) (2016年7月21日)	- 2021年4月22日
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2021年4月22日
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 延長審議中 (2023年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2023年4月22日
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2024年4月22日
			カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年4月22日
	7(c)-	定格電圧が 125V AC または 250V DC 未満のキャパシタ 中の誘電セラミック中の鉛	カテゴリ 1～7, 10 2013年1月1日	即時 (2012年7月2日)
	7(c)-IV	集積回路またはディスクリート(単機能)半導体の一部である コンデンサ用の PZT ベースの誘電セラミック材料中の鉛	カテゴリ 1～7, 10 2021年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2021年1月22日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 2021年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器), カテゴリ 11 2024年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2024年1月22日)

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	9(b)	冷媒管用のベアリング・シェルおよびプッシュに含まれる鉛...暖 房用, 換気用, 空調用および冷凍冷蔵(HVACR)機器の コンプレッサーを含む	カテゴリ 1~7, 10 2018年7月5日	即時 (2018年1月6日)
			カテゴリ 8(サブカテゴリ: 体外診断用医 療機器) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(サブカテゴリ: 産業用監視及 び制御機器)とカテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			上記以外のカテゴリ 8と9のサブカテゴリ 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
	9(b)-I	暖房・換気・空調・冷凍(HVACR)用途における定格電力 9kW 以下の冷媒含有密閉式スクロールコンプレッサのシェル とプッシュに含まれる鉛	カテゴリ 1~7, 10 2019年7月21日	即時 (2019年1月22日)
	11(a)	均質材料単位あたり 1000ppm を超える, C プレスコンプ ライアント・ピン・コネクタ/システムに使用される鉛	カテゴリ 1~7, 10 2010年9月24日以前に上市された 製品のスペアパーツに限定	即時 (2010年3月25日)
	11(b)	均質材料単位あたり 1000ppm を超える, C プレス以外の コンプライアント・ピン・コネクタ/システムに使用される鉛	カテゴリ 1~7, 10 2013年1月1日 2013年1月1日以降は 2013年1 月1日より前に上市された製品のスペア パーツに限定	即時 (2012年7月2日)
	12	均質材料単位あたり 1000ppm を超える鉛を含む熱伝導モ ジュールC リング用コーティング材	カテゴリ 1~7, 10 2010年9月24日以前に上市された 製品のスペアパーツに限定	即時 (2010年3月25日)
	13(a)	光学機器に使われる白色ガラスに含まれる鉛	カテゴリ 8(サブカテゴリ: 体外診断用医 療機器) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
			カテゴリ 9(サブカテゴリ: 産業用監視及 び制御機器)とカテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
			上記以外の全てのカテゴリとサブカテゴリ 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
	13(b)	フィルタガラスおよび反射標準物質用のガラス中に含まれる鉛	カテゴリ 8(サブカテゴリ: 体外診断用医 療機器) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
			カテゴリ 9(サブカテゴリ: 産業用監視及 び制御機器)とカテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
上記以外のカテゴリ 8と9のサブカテゴリ 延長審議中 (2021年7月21日)			- 2021年1月22日	
13(b)-I	イオンカロード光学フィルターガラスタイプ中の鉛	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	13(b)-III	反射率標準に使用される釉薬中の鉛	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年4月22日
	14	85wt%未満 80wt%を超える鉛を含むマイクロプロセッサのピンとパッケージ接合用の 2 種類を超える元素で構成されるはんだ	カテゴリ 1~7, 10 2011年1月1日 2011年1月1日より前に上市された製品のスペアパーツに限定	即時 (2010年7月2日)
	15	集積回路パッケージ(フリップチップ)の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	カテゴリ 1~7, 10 2020年2月29日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2019年8月30日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2021年4月22日
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 延長審議中 (2023年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2023年4月22日
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2024年4月22日
			カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年4月22日
	15(a)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛： ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm ² 以上 ・300mm ² 以上のダイ、または 300mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ"	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年4月22日
16	均質材料単位あたり 1000ppm を超える、ケイ酸塩(silicate)がコーティングされたバルブを有する直線状白熱電球の鉛	カテゴリ 1~7, 10 2013年9月1日	即時 (2013年3月2日)	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	17	均質材料単位あたり 1000ppm を超える、プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電(HID)ランプ中の放射媒体としてのハロゲン化鉛	カテゴリ 1~7, 10 2016年7月21日	即時 (2016年1月22日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	18(a)	均質材料単位あたり 1000ppm を超える、SMS((Sr,Ba)2MgSi2O7 Pb)等の蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体の付活剤としての鉛(重量比 1% 以下の鉛)	カテゴリ 1~7, 10 2011年1月1日	即時 (2010年7月2日)
	18(b)	BSP(BaSi2O5 Pb)等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2021年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2021年1月22日
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2021年1月22日
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2024年1月22日)
カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)			-	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	18(b)-1	医療用光療法機器に使用される場合の BSP(BaSi2O5 Pb)等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	AnnexIV の除外 No.34 に該当しないカテゴリ 5,8 延長審議中 (2021 年 7 月 21 日)	- 2021 年 1 月 22 日
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2021 年 7 月 21 日	即時 (2021 年 1 月 22 日)
	19	均質材料単位あたり 1000ppm を超える、非常にコンパクトな省エネルギーランプ(ESL) における、主アマルガムとしての特定の組成物 PbBiSn-Hg および PbInSn-Hg , ならびに補助アマルガムとしての PbSn-Hg の鉛	カテゴリ 1~7, 10 2011 年 6 月 1 日	即時 (2010 年 12 月 2 日)
	20	均質材料単位あたり 1000ppm を超える、液晶ディスプレイ(LCD) に使用される平面蛍光ランプの前面および後面基板を接合するために使用されるガラスの中の鉛酸化物の鉛	カテゴリ 1~7, 10 2011 年 6 月 1 日	即時 (2010 年 12 月 2 日)
	21	ホウケイ酸ガラスやソーダライムガラス等へのエナメル塗布用印刷インキに含まれる鉛およびカドミウム	カテゴリ 1~7, 10 2020 年 2 月 29 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2019 年 8 月 30 日)
			体外診断用医療機器及び産業用監視・制御機器を除くカテゴリ 8, 9 2021 年 7 月 21 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2021 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 8(体外診断用医療機器) 2023 年 7 月 21 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2023 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器), カテゴリ 11 2024 年 7 月 21 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2024 年 1 月 22 日)
21(c)	ホウケイ酸ガラス以外のエナメル用途のための印刷用インキ中の鉛	カテゴリ 1~7, 10 2021 年 7 月 21 日	即時 (2021 年 1 月 22 日)	
23	均質材料単位あたり 1000ppm を超える、ピッチが 0.65mm 以下のコネクタ以外の狭ピッチコンポーネントの仕上げ剤に含まれる鉛	カテゴリ 1~7, 10 2010 年 9 月 24 日以前に上市された製品のスペアパーツに限定	即時 (2010 年 3 月 25 日)	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマ/期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	24	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層 コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			体外診断装置及び産業用監視制御 機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年1月22日
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 延長審議中 (2023年7月21日)	- 2023年1月22日
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日)	- 2024年1月22日
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	25	均質材料単位あたり 1000ppm を超える, 表面伝導型電 子放出素子ディスプレイ(SED)の表面において, 構造的要 素中, 特にシールフリットおよびフリットリングに使用される酸 化鉛	カテゴリ 1～7, 10 2016年7月21日	即時 (2016年1月22日)
			体外診断装置及び産業用監視制御 機器以外のカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	26	均質材料単位あたり 1000ppm を超える鉛を含むブラック ライトブルー(BLB)ランプのガラス管体に含まれる鉛酸化物	カテゴリ 1～7, 10 2011年6月1日	即時 (2010年12月2日)
	27	均質材料単位あたり 1000ppm を超える, 高出力 (125dB SPL 以上の音響パワーレベルで数時間作動すると 規定されている)スピーカに使用されるトランスデューサ用はん だとして用いられる鉛合金中の鉛	カテゴリ 1～7, 10 2010年9月24日	即時 (2010年3月25日)

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマ/期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	29	理事会指令 69/493/EEC(1)の付属書 I(カテゴリ 1, 2, 3 および 4)で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	カテゴリ 1 ~ 7, 10 延長審議中 (2021 年 7 月 21 日) 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	— 2021 年 1 月 22 日
			体外診断装置及び産業用監視制御 機器以外のカテゴリ 8, 9 2021 年 7 月 21 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2021 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023 年 7 月 21 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2023 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024 年 7 月 21 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2024 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 11 延長審議中 (2024 年 7 月 21 日)	— 2024 年 1 月 22 日
	31	均質材料単位あたり 1000ppm を超える、水銀を含有しない薄型蛍光ランプ(たとえば、液晶ディスプレイやデザイン用または工業用照明に用いられるもの)に使用されるはんだ材の中の鉛	カテゴリ 1 ~ 7, 10 2016 年 7 月 21 日	即時 (2016 年 1 月 22 日)
			体外診断装置及び産業用監視制御 機器以外のカテゴリ 8, 9 2021 年 7 月 21 日	即時 (2021 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023 年 7 月 21 日	即時 (2023 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024 年 7 月 21 日	即時 (2024 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 11 2024 年 7 月 21 日	即時 (2024 年 1 月 22 日)

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマ/期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	32	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2021年4月22日
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2021年4月22日
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日) 延長審議中 (2016年7月21日)	- 2024年4月22日
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	33	均質材料単位あたり 1000ppm を超える, 電力トランス中の直径 100µm 以下の薄型銅線のはんだ用のはんだ中の鉛	カテゴリ 1～7, 10 2016年7月21日	即時 (2016年1月22日)
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
			カテゴリ 11 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)
	34	サーメット(陶性合金)を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	カテゴリ 1～7, 10 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年4月22日
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	- 2021年4月22日
カテゴリ 8(体外診断医療装置) 延長審議中 (2023年7月21日)			- 2023年4月22日	
カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 延長審議中 (2024年7月21日)			- 2024年4月22日	
カテゴリ 11 延長審議中 (2024年7月21日)			- 2024年4月22日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマ/期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上に形成する高電圧ダイオードのめっき層中の鉛	カテゴリ 1～7, 10 2021年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2021年1月22日)
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 2021年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器), カテゴリ 11 2024年7月21日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2024年1月22日)
	41	電気電子構成部品のはんだおよび端子処理部分, 並びに点火用モジュールおよびその他の電気電子的エンジン制御システムに用いるプリント配線基板の仕上げ処理部分中において, 技術的理由から携帯式の燃焼機関(欧州議会および理事会指令 97/68/EC のクラス SH 1, SH 2, SH 3)のクランクケースまたはシリンダー上に直接, またはそれらの内部に取り付けられなければならないものに含まれる鉛	カテゴリ 1～7, 10, 11 2022年3月31日 延長審議中 (2018年12月31日)	即時 (2021年10月1日) 2018年6月30日
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 2021年7月21日	即時 (2021年1月22日)
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日	即時 (2023年1月22日)
			カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024年7月21日	即時 (2024年1月22日)

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	42	<p>カテゴリ 11 の非公道向けプロフェッショナル用機器に適用される、ディーゼルまたは気体燃料馬力内燃エンジンのベアリングおよびブッシュ(内筒)中の鉛</p> <ul style="list-style-type: none"> - エンジン総排気量が 15 リッター以上のもの；または - エンジン総排気量が 15リッター未満であって、かつそのエンジンが、スタート信号が出てから全負荷状態まで 10 秒未満であることが要求される用途に合わせて設計されている；または、定期メンテナンスが、典型的には、例えば鉱山、建設現場及び農業用途のような、過酷で汚い野外環境下で行われるもの。 <p>本付属書 III 除外 6(c)にカバーされる用途を除き、カテゴリ 11 に対して 2024/7/21 まで(5 年間)</p>	<p>カテゴリ 11 延長審議中 (2024 年 7 月 21 日)</p>	<p>- 2024 年 4 月 22 日</p>
	44	<p>運転中は定位置に設置して使用する、業務用に設計され、また非業務用にも使用される燃焼エンジン(欧州議会および理事会規則(EU) 2016/1628 の範囲内)のセンサー、アクチュエータおよびエンジン制御システムのはんだ中の鉛</p>	<p>カテゴリ 11 延長審議中 (2024 年 7 月 21 日)</p>	<p>- 2024 年 4 月 22 日</p>
	45	<p>アジ化鉛、スチフニン酸鉛、ジピクラミン酸鉛、オレンジ鉛(四酸化鉛)、民生用(業務用)爆発物の電気的および電子的イニシエーター中の二酸化鉛、および民生用(業務用)爆発物の電気的イニシエーターの長時間火工遅延薬に含まれるクロム酸バリウム</p>	<p>(2021 年 11 月 1 日から適用) カテゴリ 11 2026 年 4 月 20 日</p>	<p>2025 年 10 月 21 日</p>

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
鉛及び その化合物	46	<p>電気・電子機器の窓およびドアに使用される、ポリ塩化ビニル廃棄物から製造された混合物（以下、「リサイクル硬質 PVC」という）を含むプラスチックプロファイル中のカドミウムおよび鉛で、リサイクル硬質 PVC 材料中の濃度が重量比 0.1%のカドミウムおよび重量比 1.5%の鉛を超えないもの。</p> <p>2026 年 5 月 28 日以降、電気・電子機器用窓およびドアから回収された硬質 PVC は、規則（EC）No 1907/2006 の付属書 XVII の項目 63、18(a)から(d)に指定されたカテゴリの新しい成形品の製造にのみ使用されるものとする。</p> <p>PVC 材料の重量に対して鉛の濃度が 0.1%以上のリサイクル硬質 PVC を含む PVC 製品の供給者は、それらの製品を市場に出す前に、それらが「鉛含有量 0.1%」という言葉で視認性が高く、読みやすく、消せないようにマークされていることを確認しなければならない。製品の性質上、製品にマーキングを提供できない場合、それは製品のパッケージングに表示しなければなりません。</p> <p>リサイクル硬質 PVC を含む PVC 成形品の供給者は、要求があれば、それらの成形品に含まれる PVC の回収起源に関する主張を立証する証拠書類を国家執行当局に提出しなければなりません。EN 15343 2007、または同等の公認規格に従って開発されたものなど、トレーサビリティとリサイクル含有量の証明を提供する制度によって発行された証明書は、EU 内で製造された PVC 成形品について、そのような主張を立証するために使用することができる。輸入された成形品に含まれる PVC の回収原産地に関する主張は、独立した第三者によって発行された、トレーサビリティとリサイクル含有量の同等の証明を提供する証明書を添付しなければなりません。</p>	<p>カテゴリ 11 2028 年 5 月 28 日</p>	<p>2027 年 11 月 29 日</p>

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アノ/期日 (下記以降禁止)
水銀及び その化合物	1	電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯であって水銀含有量が1バーナー当たり次の量を超えないもの		
	1(a)	一般照明明用途 30W 未満 : 2.5mg 3.5mg (2012年12月31日満了) 5mg (2011年12月31日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	1(b)	一般照明明用途 30W 以上 50W 未満 : 3.5 mg 5 mg (2011年12月31日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	1(c)	一般照明明用途 50W 以上 150W 未満 : 5 mg	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	1(d)	一般照明明用途 150W 以上 : 15mg	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	1(e)	一般照明明用途で環形または角型かつチューブの直径 17mm 以下 : 5 mg 7mg	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	4(f)	特殊用途用 : 5 mg 1(f)は、1(f)- 、1(f)- に置き換え	カテゴリ 1~11 7, 10 2022年9月30日 延長審議中 (2016年7月21日) 体外診断装置及び産業用監視制御機 器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日) カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日 カテゴリ 9(産業用監視・制御機器) 2024年7月21日	即時 (2022年3月31日) — 2023年1月22日 2024年1月22日
	1(f)-	主に紫外線スペクトルの光を放射するように設計された電球形 およびコンパクト形(小型)蛍光灯 5mg	カテゴリ 1~11 2027年2月24日	2026年8月25日
	1(f)-	特殊用途用/電球形およびコンパクト形(小型)蛍光灯 : 5 mg	カテゴリ 1~11 2025年2月24日	即時 (2024年8月25日)
	1(g)	一般照明明用途で 20000 時間以上の寿命を有する 30W 未満 : 3.5 mg	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年8月24日 延長審議中 (2017年12月31日)	即時 (2023年2月25日) 2017年6月30日
	2(a)	一般照明明用途の直管蛍光灯であって(ランプ当たりの)水銀含有量が次の量を超えないもの		
	2(a)(1)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ径9mm 未 満(例 T2) : 4mg 5mg (2011年12月31日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	2(a)(2)	3 長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ 9mm 以上 17mm 以下(例 T5) 3mg 5mg (2011年12月31日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年8月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2023年2月25日)
	2(a)(3)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命かつランプ 17mm 超 28mm 以下(例 T8) : 3.5mg 5mg (2011年12月31日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年8月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2023年2月25日)

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
水銀及び その化合物	2(a)(4)	3 波長形蛍光体を使用した標準寿命のランプ径 28mm 超 (例 T12) :3.5mg ±5mg (2012 年 12 月 31 日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023 年 2 月 24 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2022 年 8 月 25 日)
	2(a)(5)	3 波長形蛍光体を使用した長寿命 (25,000 時間以上)のランプ 5 mg ±8mg (2011 年 12 月 31 日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023 年 2 月 24 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	即時 (2022 年 8 月 25 日)
	2(b)	その他の蛍光灯ランプであって(ランプ当たりの)水銀含有量が次の量のもの		
	2(b)(1)	管径 28mm 超の線形白色ランプ(例 T10 および T12) 10mg を超えない水銀	カテゴリ 1~7, 10 2012 年 4 月 13 日	即時 (2011 年 10 月 14 日)
	2(b)(2)	あらゆる径の非線形白色ランプ : 15mg を超えない水銀	カテゴリ 1~10 2016 年 4 月 13 日	即時 (2015 年 10 月 14 日)
	2(b)(3)	直管蛍光ランプ以外の 3 波長形蛍光体を使用したランプ径 17mm 超(例 T9) 15mg を超えないもの 10 mg を超えないもの (e)非線形三波長蛍光体ランプ管径 17mm 超(例 T9) に含有する水銀 (2011 年 12 月 31 日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 15mg 2023 年 2 月 24 日 10mg : 2023 年 2 月 25 日 ~ 2025 年 2 月 24 日まで 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	15mg 即時 (2022 年 8 月 25 日) 10mg 2024 年 8 月 25 日
			体外診断装置及び産業用監視制 御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021 年 7 月 21 日)	
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023 年 7 月 21 日	2023 年 1 月 22 日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機 器), カテゴリ 11 2024 年 7 月 21 日	2024 年 1 月 22 日
	2(b)(4)	その他の一般照明用途および特殊用途 : 15mg を超えない もの (d)その他の一般照明目的および特別目的用(例 : インダケ ションランプ)のためのランプに含有する水銀(2011 年 12 月 31 日満了) 2(b)(4)は、2(b)(4)- 、2(b)(4)- 、2(b)(4)- に置 き換え	カテゴリ 1~7, 10 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	-
体外診断装置及び産業用監視制 御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021 年 7 月 21 日)			-	
カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023 年 7 月 21 日			2023 年 1 月 22 日	
カテゴリ 9(産業用監視制御機 器), カテゴリ 11 2024 年 7 月 21 日			2024 年 1 月 22 日	
2(b)(4)-	その他の一般照明用途及び特殊用途 (例 電磁誘導 灯) : 15mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 延長審議中 (2025 年 2 月 24 日)	- 2024 年 8 月 25 日	
2(b)(4)-	その他の蛍光灯 (主に紫外スペクトル光を放射するラン プ) 15mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 2027 年 2 月 24 日	2026 年 8 月 25 日	
2(b)(4)-	その他の蛍光灯 (非常用ランプ) 15 mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 2027 年 2 月 24 日	2026 年 8 月 25 日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
水銀及び その化合物	3	2022年2月24日より前に上市された特殊用途の冷陰極蛍光ランプおよび外部電極蛍光ランプ(CCFL および EEFL) であって水銀含有量がランプあたり次の量のもの 特別目的の冷陰極線蛍光灯および外部電極蛍光ランプ (CCFL および EEFL) 中の水銀 (2011年12月31日満了)		
	3(a)	短尺ランプ(500 mm 以下) : 3.5mg を超えないもの	カテゴリ 1~11, 7, 40 2025年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2024年8月25日)
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	-
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日	2023年1月22日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器), カテゴリ 14 2024年7月21日	2024年1月22日
	3(b)	中尺ランプ(500mm 超 1500mm 以下) : 5mg を超えないもの	カテゴリ 1~11, 7, 40 2025年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2024年8月25日)
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	-
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日	2023年1月22日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器), カテゴリ 14 2024年7月21日	2024年1月22日
	3(c)	長尺ランプ(1500mm 超) : 13mg を超えないもの	カテゴリ 1~11, 7, 40 2025年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2024年8月25日)
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	-
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日	2023年1月22日
カテゴリ 9(産業用監視制御機器), カテゴリ 14 2024年7月21日			2024年1月22日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
水銀及び その化合物	4(a)	その他の低圧放電管ランプ(ランプ当たり) : 15mg を超えないもの その他の低圧放電ランプ中の水銀(ランプごと) (2011年12月31日満了)	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021年7月21日)	—
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023年7月21日	2023年1月22日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器), カテゴリ 11 2024年7月21日	2024年1月22日
	4(a)-	ランプの分光出力の主要範囲が紫外線であることが要求される用途のための低圧非蛍光体コーティング放電ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	カテゴリ 1~11 2027年2月24日	2026年8月25日
	4(b)	平均演色評価数が 80 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ P (ランプ電力) 105W : 16mg を超えないもの 平均演色評価数が 60 を超える(ように改善した)一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ中の水銀含有量が 1 パーナー当たり次の量のもの 改善された演色評価数(colour rendering index) Ra60 超の一般照明目的の超高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀 (2011年12月31日満了)	カテゴリ 1~11 2027年2月24日	2026年8月25日
	4(b)-I	平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ P 155 W : 30mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	4(b)-II	平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ 155W < P 405W 40mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	4(b)-III	平均演色評価数が 60 を超える一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプ 405W < P 40mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 7, 10 2023年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	即時 (2022年8月25日)
	4(c)	その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであってランプ中の水銀含有量が 1 パーナー当たり次の量のもの 一般照明目的用のその他(Hg-R-11)の超高圧ナトリウム(蒸気)ランプ中の水銀(2011年12月31日満了)		
4(c)-I	P 155 W : 20mg を超えないもの 25mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 7, 10 2027年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	2026年8月25日	
4(c)-II	155 < P 405W : 25mg を超えないもの 30mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 7, 10 2027年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	2026年8月25日	
4(c)-III	405W < P 25mg を超えないもの 40mg を超えないもの	カテゴリ 1~11 7, 10 2027年2月24日 延長審議中 (2016年7月21日)	2026年8月25日	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
水銀及び その化合物	4(d)	高圧水銀放電ランプ(HPMV)中の水銀	カテゴリ 1 ~ 10 2015 年 4 月 13 日	即時 (2014 年 10 月 14 日)
	4(e)	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	カテゴリ 1 ~ 11, 7, 40 2027 年 2 月 24 日 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	2026 年 8 月 25 日
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 2021 年 7 月 21 日	即時 (2021 年 1 月 22 日)
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023 年 7 月 21 日	2023 年 1 月 22 日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器), カテゴリ 11 2024 年 7 月 21 日	2024 年 1 月 22 日
	4(f)	本付属書に特に記載の無い、特別な目的のための、その他放電ランプに含まれる水銀の除外 4(f)は、4(f)- 、4(f)- 、4(f)- 、4(f)- に置き換え。	カテゴリ 1 ~ 7, 40 延長審議中 (2016 年 7 月 21 日)	-
			体外診断装置及び産業用監視制御機器以外のカテゴリ 8, 9 延長審議中 (2021 年 7 月 21 日)	-
			カテゴリ 8(体外診断医療装置) 2023 年 7 月 21 日	2023 年 1 月 22 日
			カテゴリ 9(産業用監視制御機器), カテゴリ 11 2024 年 7 月 21 日	2024 年 1 月 22 日
	4(f)-	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	カテゴリ 1 ~ 11 延長審議中 (2025 年 2 月 24 日)	- 2024 年 8 月 25 日
4(f)-	2000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要な プロジェクトに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	カテゴリ 1 ~ 11 2027 年 2 月 24 日	2026 年 8 月 25 日	
4(f)-	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中水銀	カテゴリ 1 ~ 11 2027 年 2 月 24 日	2026 年 8 月 25 日	
4(f)-	UV スペクトラム で発光する高圧蒸気ランプ中の水銀	カテゴリ 1 ~ 11 2027 年 2 月 24 日	2026 年 8 月 25 日	
4(g)	標識、装飾用または建築用に使われる手工藝的放電灯ならびに専門家による照明器具および光美術品中の水銀、この場合、水銀含有量は次の通り制限されねばならない： (a)20 未満の温度にさらされる屋外用途および屋内用途において、電極 1 対当たり 20mg に管長 1cm あたり 0.3mg を加算、ただし 80mg を超えない； (b)その他全ての屋内用途において電極 1 対当たり 15mg に管長 1cm 当たり 0.24mg を加算、ただし 80mg を超えない。	2018 年 12 月 31 日	即時 (2018 年 7 月 1 日)	

物質群	除外 No.	規制除外項目	RoHS 指令満了日	アマノ期日 (下記以降禁止)
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	43	<p>消費者専用に設計されていないエンジンシステムのゴム構成部品中のビス(2-エチルヘキシル)フタレート(DEHP)で、可塑化された材料がヒトの粘膜に接触しない、またはヒトの皮膚に長時間接触しないもので、その濃度が下記を超えないもの</p> <p>(a) 下記のラバーで重量比 30%</p> <p>(i) ガasketコーティング</p> <p>(ii) 硬質(solid)ゴムガスケット</p> <p>(iii) 正しく作動するため電気的、機械的または流体エネルギーを使用する少なくとも 3 つの構成部品からなり、かつエンジンに取り付けられているアセンブリに含まれるゴム構成部品</p> <p>(b) ポイント(a)で言及されてないゴム含有構成部品中の重量比 10%</p> <p>本エントリ-では、「ヒトの皮膚への長時間接触 (Prolonged contact with human skin)」とは、皮膚接触が連続して 10 分以上/日、または断続的に 30 分以上/日であることを意味する。</p>	<p>カテゴリ 11</p> <p>2024 年 7 月 21 日</p>	<p>即時</p> <p>(2024 年 1 月 22 日)</p>

5. 製造工程使用調査物質リスト(異性体を含む)

以下に示す物質は、製造工程での使用を禁止します。仕入先様での自主活動によって全廃(不使用)活動を行うものとします。

表5 製造工程使用調査物質リスト(異性体を含む)

物質名	物質名(英名)	化学構造式	管理ランク
CFC-11	CFC-11	CFCl_3	使用禁止物質
CFC-12	CFC-12	CF_2Cl_2	
CFC-113	CFC-113	$\text{C}_2\text{F}_3\text{Cl}_3$	
CFC-114	CFC-114	$\text{C}_2\text{F}_4\text{Cl}_2$	
CFC-115	CFC-115	$\text{C}_2\text{F}_5\text{Cl}$	
ハロン 1211	Halon 1211	CF_2BrCl	
ハロン 1301	Halon 1301	CF_3Br	
ハロン 2402	Halon 2402	$\text{C}_2\text{F}_4\text{Br}_2$	
CFC-13	CFC-13	CF_3Cl	
CFC-111	CFC-111	C_2FCl_5	
CFC-112	CFC-112	$\text{C}_2\text{F}_2\text{Cl}_4$	
CFC-211	CFC-211	C_3FCl_7	
CFC-212	CFC-212	$\text{C}_3\text{F}_2\text{Cl}_6$	
CFC-213	CFC-213	$\text{C}_3\text{F}_3\text{Cl}_5$	
CFC-214	CFC-214	$\text{C}_3\text{F}_4\text{Cl}_4$	
CFC-215	CFC-215	$\text{C}_3\text{F}_5\text{Cl}_3$	
CFC-216	CFC-216	$\text{C}_3\text{F}_6\text{Cl}_2$	
CFC-217	CFC-217	$\text{C}_3\text{F}_7\text{Cl}$	
四塩化炭素	Carbon tetrachloride	CCl_4	
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 1-Trichloroethane	$\text{C}_2\text{H}_3\text{Cl}_3$	
臭化メチル	Methyl bromide	CH_3Br	
ジブロモフルオロメタン	Dibromofluoromethane	CHFBr_2	
ブロモジフルオロメタン	Bromodifluoromethane	CHF_2Br	
ブロモフルオロメタン	Bromofluoromethane	CH_2FBr	
テトラブロモフルオロエタン	Tetrabromofluoroethane	C_2HFBr_4	
トリブロモジフルオロエタン	Tribromodifluoroethane	$\text{C}_2\text{HF}_2\text{Br}_3$	
ジブロモトリフルオロエタン	Dibromotrifluoroethane	$\text{C}_2\text{HF}_3\text{Br}_2$	
ブロモテトラフルオロエタン	Bromotetrafluoroethane	$\text{C}_2\text{HF}_4\text{Br}$	
トリブロモフルオロエタン	Tribromofluoroethane	$\text{C}_2\text{H}_2\text{FBr}_3$	
ジブロモジフルオロエタン	Dibromodifluoroethane	$\text{C}_2\text{H}_2\text{F}_2\text{Br}_2$	

物質名	物質名(英名)	化学構造式	管理ランク
ブロモトリフルオロエタン	Bromotrifluoroethane	C ₂ H ₂ F ₃ Br	使用禁止物質
ジブロモフルオロエタン	Dibromofluoroethane	C ₂ H ₃ FBr ₂	
ブロモジフルオロエタン	Bromodifluoroethane	C ₂ H ₃ F ₂ Br	
ブロモフルオロエタン	Bromofluoroethane	C ₂ H ₄ FBr	
ヘキサブロモフルオロプロパン	Hexabromofluoropropane	C ₃ HFBBr ₆	
ペンタブロモジフルオロプロパン	Pentabromodifluoropropane	C ₃ HF ₂ Br ₅	
テトラブロモトリフルオロプロパン	Tetrabromotrifluoropropane	C ₃ HF ₃ Br ₄	
トリブロモテトラフルオロプロパン	Tribromotetrafluoropropane	C ₃ HF ₄ Br ₃	
ジブロモペンタフルオロプロパン	Dibromopentafluoropropane	C ₃ HF ₅ Br ₂	
ブロモヘキサフルオロプロパン	Bromohexafluoropropane	C ₃ H ₆ F ₆ Br	
ペンタブロモフルオロプロパン	Pentabromofluoropropane	C ₃ H ₂ FBr ₅	
テトラブロモジフルオロプロパン	Tetrabromodifluoropropane	C ₃ H ₂ F ₂ Br ₄	
トリブロモトリフルオロプロパン	Tribromotrifluoropropane	C ₃ H ₂ F ₃ Br ₃	
ジブロモテトラフルオロプロパン	Dibromotetrafluoropropane	C ₃ H ₂ F ₄ Br ₂	
ブロモペンタフルオロプロパン	Bromopentafluoropropane	C ₃ H ₂ F ₅ Br	
テトラブロモフルオロプロパン	Tetrabromofluoropropane	C ₃ H ₃ FBr ₄	
トリブロモジフルオロプロパン	Tribromodifluoropropane	C ₃ H ₃ F ₂ Br ₃	
ジブロモトリフルオロプロパン	Dibromotrifluoropropane	C ₃ H ₃ F ₃ Br ₂	
ブロモテトラフルオロプロパン	Bromotetrafluoropropane	C ₃ H ₃ F ₄ Br	
トリブロモフルオロプロパン	Tribromofluoropropane	C ₃ H ₄ FBr ₃	
ジブロモジフルオロプロパン	Dibromodifluoropropane	C ₃ H ₄ F ₂ Br ₂	
ブロモトリフルオロプロパン	Bromotrifluoropropane	C ₃ H ₄ F ₃ Br	
ジブロモフルオロプロパン	Dibromofluoropropane	C ₃ H ₅ FBr ₂	
ブロモジフルオロプロパン	Bromodifluoropropane	C ₃ H ₅ F ₂ Br	
ブロモフルオロプロパン	Bromofluoropropane	C ₃ H ₆ FBr	
ブロモクロロメタン	Chlorobromomethane	CH ₂ BrCl	

6. 規制化学物質リストの改定について

本リストは、国内外の化学物質規制動向や、業界動向を踏まえ予告なく基準内容(管理ランク、禁止時期、報告対象、閾値レベルなど)を改定する場合があります。

改定が生じた場合には、ご連絡いたしますので、内容をご理解いただき必要な対応をお願い申し上げます。

改廃履歴

管掌責任部門名		本社サイト グリーン調達推進部会
Rev.	改廃年月日	改版内容 / 定期見直し
13	2019/03/28	<p>IEC62474 に準拠した情報伝達スキーム chemSHERPA の導入により全面改定 (IEC62474 D17.00/chemSHERPA の管理対象物質 Ver1.07.00 に対応)</p> <p>Rev12 までの改廃履歴は、削除</p> <p>④.規制化学物質リスト に関連する主な変更内容は以下の通り</p> <p>記載削除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU 包装及び包装廃棄物指令 IEC62474 規制外のため、管理ランク「使用禁止物質」となっていた以下項目を削除 水銀、カドミウム、6 価クロム、鉛・・・報告対象：包装材 ・REACH Annex XVII(付属書 17) IEC62474 規制外のため、管理ランク「使用禁止物質」となっていた以下項目を削除 ビスフェノール A・・・報告対象：感熱紙 ・JIG リスト対象物質 IEC62474 規制外のため、管理ランク「管理物質」となっていた以下項目を削除 ホルムアルデヒド・・・報告対象：複合木材製品または部品 ポリ塩化ビニル(PVC)および PVC コポリマー・・・報告対象：プラスチック材料 <p>管理ランク変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・REACH 規則 Annex XIV(付属書 14)の認可対象物質は、EU 域外で製造された成形品が対象外のため、以下物質の管理ランクを「使用禁止物質」から「管理物質」に変更 三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素、リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP) 2,4-ジニトロトルエン、三塩化エチレン、ホルムアルデヒドとアニリンの重合体 ヒ酸：オルトヒ酸、ビス(2-メトキシエチル)エーテル クロム酸および重クロム酸のオリゴマー、1,2-ジクロロエタン ・REACH Annex XVII(付属書 17)に該当するため、以下物質の管理ランクを「管理物質」から「使用禁止物質」に変更 フタル酸エステル類グループ 2(DIDP, DINP, DNOP)、ニッケル
14	2019/10/01	<p>chemSHERPA-Ver.2 の物質リスト改訂に伴う改訂 (IEC62474 D18.00/chemSHERPA 管理対象物質参照リスト Ver.2.00.00 に対応)</p> <p>④.規制化学物質リスト に関連する主な変更内容は以下の通り</p> <p>4.1 使用禁止物質の追加(REACH Annex XVII 収載物質)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 ・PFOA 関連物質 <p>4.3 RoHS 除外項目の見直し (IEC62474 Exemption Lists (EU-RoHS-AnnexIII)に対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい「満了日」が設定された以下除外項目について、「延長審議中」の記述を取消し、 カテゴリ毎の「満了日」を追加 8(b),8(b)-I,21,21(a),21(b),30,38,5(a),7(c)- ,7(c)-IV, 15,15(a),17,18,18(b),18(b)-1,21,21(c),25,29, 31,32,33,37,42 ・見直しにより、「延長審議中」に変更 39(a)

Rev.	改廃年月日	改版内容 / 定期見直し
15	2020/9/30	<p>4.1 使用禁止物質の追加及び禁止時期の変更</p> <p>安全面から赤リン(CAS No. 7723-14-0)を、用途限定で使用禁止物質に追加。</p> <p>以下2物質の禁止時期 '2020年1月4日以降' が過ぎた為、禁止時期を '即時' に変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩 ・PFOA 関連物質
16	2021/3/31	<p>chemSHERPA-Ver.2.02.00 及び Ver2.03.00 の物質リスト改訂に伴う改訂</p> <p>3. 管理ランク選定基準とした主な環境法令の表 1 主な環境法令有害に、物質規制法(TSCA)の追加</p> <p>4.1 使用禁止物質の表 2 において以下対応</p> <p>カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の収載根拠法令から、カリフォルニア RoHS が分離したことによる修正鉛の報告用途を、"以下を除く全製品" "電池以外全製品" に変更</p> <p>ハロゲン系難燃剤を追加、(EU)2019/2021 による。禁止時期：2021/3/1)</p> <p>ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩、PFOA 関連物質の主な法令を、REACH 規則から POPs 規則に変更</p> <p>アスベスト類、ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)及び特定代替品の関連物質の主な法令に、米国/有害物質規制法(TSCA)追加</p> <p>4.3 RoHS 除外項目の見直し(2021/1/27 版)</p> <p>期日が過ぎたものを即時に変更 :5(a), 7(c)-IV, 9,9(b), 13(b), 17,21, 21(a), 21(b), 21(c), 25, 29, 31, 33,30, 37,38</p> <p>延長審議中の追加 :6(a), 6(a)-I, 6(b), 6(b)-I, 6(b)-II, 6(c), 7(a), 7(c)-I, 7(c)-II, 8(b), 8(b)-I, 13(a), 13(b)-I, 13(b)-II,13(b)-III, 15, 15(a), 18(b), 18(b)-1, 24, 29, 32, 34,</p> <p>カテゴリ別の除外項目追加 :1(f), 2(b)(3), 2(b)(4), 3(a), 3(b), 3(c), 4(a), 4(e), 4(f),5(b), 6(b)-I, 6(b)-II, 7(b),8(b)-I, 9, 41</p> <p>除外項目追加 :9(a)-I, 9(a)-II, 43,44</p> <p>カテゴリ番号追加 :1(a) ~ (g),2(a)(1) ~ (5),4(b)- ~</p>
17	2021/9/30	<p>chemSHERPA- Ver.2.04.00 の物質リスト改訂に伴う改訂</p> <p>4.1 使用禁止物質の表 2 において以下対応</p> <p>米国/有害物質規制法(TSCA)による対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)に、米国/有害物質規制法(TSCA)による禁止項目を追加 (CAS No. 1163-19-5 : decaBDE の意図的添加) ・リン酸イソプロピルフェニル(PIP (3.1) (CAS No. 68937-41-7)を追加 <p>IEC62474 DSL の ID 番号を追加。</p> <p>4.2 管理物質の表 3 において以下対応</p> <p>2009/125/EC, (EU)2021/341 および(EU)2019/424 による以下 2 物質追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コバルト/コバルト化合物 ・ネオジム/ネオジム化合物 <p>IEC62474 DSL の ID 番号を追加</p> <p>4.3 RoHS 除外項目の見直し(2021/7/20 版)</p> <p>期日が過ぎたものを即時に変更 :18(b)-1</p> <p>延長審議中の追加 :6(a),6(b),6(c),7(a),7(c)-I,7(c)-II,8(b),13(a),13(b),15,24,29,32,34</p> <p>カテゴリ別の除外項目削除 :6(b)-I,6(b)-II</p> <p>除外項目追加 :45</p> <p>カテゴリ番号追加 :9(b)-I</p>

Rev.	改廃年月日	改版内容 / 定期見直し
18	2022/3/25	chemSHERPA- Ver.2.05.00 の物質リスト改訂に伴う改訂 4.1 使用禁止物質の表 2 において以下対応 ID 番号 00103,00104 のナルウェー製品規則による PFOA を、ID00160 と、ID00161 でカバーされたことにより削除 PFOA 物質の ID00160 が日本の化審法、ID00161 が、韓国 POP 規制となった為、各閾値に「意図的添加」を追加。また、根拠法令に化審法を追加 リン酸イソプロピルフェニル(PIP (3.1))の禁止時期の変更 Rev17 発行時の満了日が 2022 年 3 月 8 日でしたが、2024 年 10 月 31 日への再延長に伴い、アマノ禁止時期を即時から、2024 年 10 月 31 日の半年前の 2024 年 5 月 1 日に変更
19	2022/11/10	chemSHERPA- Ver.2.06.00 の物質リスト改訂に伴う改訂 4.1 使用禁止物質の表 2 において、使用禁止物質の追加(REACH Annex XVII 収載物質) C9-C14 PFCAs 及びその塩 (IEC62474DSL の ID00182) C9-C14 PFCA 関連物質 (IEC62474DSL の ID00183) 4.3 RoHS 除外項目の見直し(2022/8/1 版) (IEC62474 Exemption Lists (EU-RoHS-AnnexIII)に対応) 期日が過ぎたものを即時に変更 :41 延長審議決定内容の反映 ・満了日追加 : 1(a),1(b),1(c),1(d),1(f),1(g),2(a)(1),2(a)(2),2(a)(3),2(a)(4),2(a)(5), 2(b)(4),3(a),3(b),3(c),4(a),4(b)-I,4(b)-II,4(b)-III,4(e),4(f), 6(a),6(b),6(c),7(a),7(c)-I,7(c)-II,13(a),13(b),15,24,29,32,34 ・満了日追加と、除外項目変更 : 1(e),2(b)(3),4(b),4(c)-I,4(c)-II,4(c)-III ・置き換えによる廃止 : 2(b)(4), 4(f) ・除外項目追加 : 1(f)-I,1(f)- ,2(b)(4)- ,2(b)(4)- ,2(b)(4)- ,4(a)- ,4(f)- , 4(f)- ,4(f)- ,4(f)- 除外項目 45 を、六価クロムに追加
20	2023/03/27	chemSHERPA- Ver.2.07.00 の物質リスト改訂に伴う改訂 4.2 管理物質の表 3 において以下対応 米国/メイン州 Maine Public Law, Chapter 447 による物質追加 ・パー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) 4.3 RoHS 除外項目の見直し(2023/1/30 版) 除外項目追加 : 9(a)- 延長審議中の追加 : 6(a),6(b),7(a),7(c)-I,18(b), 42, 44 期日が過ぎたものを即時に変更 :1(g),2(a)(2),2(a)(3),5(a),5(b),7(b),7(c)-IV, 9,9(b),17,18(b),21,25,29,30,31,32,33,37,38,41
21	2024/07/22	chemSHERPA- Ver.2.09.00 の物質リスト改訂に伴う改訂 4.1 使用禁止物質の表 2 において以下対応 ホルムアルデヒドを追加。(REACH Annex XVII 収載による) ハロゲンの閾値変更 ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステルの追加(化審法) 4.2 管理物質の表 3 において以下対応 ホルムアルデヒドを削除。(REACH Annex XVII 収載により、禁止物質に変更) 4.3 RoHS 除外項目の見直し(2023/9/6 版) 除外項目追加 : 46 延長審議中の追加 : 24,34, 2(b)(4)- , 4(f)- 期日が過ぎたものを即時に変更 :5(a),5(b),7(b),7(c)-IV,9,9(b), 17,18(b),21, 24,25,29,30,31,32,33,37,38,41,43

Rev.	改廃年月日	改版内容 / 定期見直し
22	2024/11/08	chemSHERPA- Ver.2.10.00 の物質リスト改訂に伴う改訂 4.1 使用禁止物質の表 2 において以下対応 ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類) の閾値に、意図的添加 を追加 デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)の主な環境法令に、化審法を追加 4.2 管理物質の表 3 において以下対応 フランス循環経済法による物質追加 ・ジイソオクチル=フタラート (IEC62474DSL の ID00203) ・ビタミン D3 (IEC62474DSL の ID00204) 4.3 RoHS 除外項目の見直し 期日が過ぎたものを即時に変更 .1(f)- ,3(a),3(b),3(c)

発行

本社 / 〒222-8558 横浜市港北区大豆戸町 275 番地 Tel : 045-401-1441(代表)

アマノ株式会社 横浜資材部